

令和3年8月16日

未利用口座管理手数料の導入について

(令和3年10月1日以降に普通・貯蓄貯金口座を開設されるお客さま)

当組合では、長期間ご利用のない口座が犯罪で不正利用されることの防止およびサービス維持向上の観点から、令和3年10月1日以降に開設された普通貯金口座(総合口座を含む)および貯蓄貯金口座を適用対象として、下記のとおり「未利用口座管理手数料(以下「本手数料」という。)」を新設します。

本手数料の導入に伴う貯金規定等の改定については、別途お知らせします。

今後とも、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

| | |
|--------------|---|
| 適用対象 | 令和3年10月1日以降に開設された普通貯金口座(総合口座を含む)および貯蓄貯金口座に対して適用します。 ※令和3年9月30日以前に開設された口座に対しては適用しません。 |
| 未利用口座となる口座 | 適用対象のうち、お預け入れやお引出し(当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除きます)、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。 ただし、次のいずれかに該当する口座は対象となりません。 ・当該口座の貯金残高が10,000円以上ある場合 ・当組合でお借入がある場合 |
| 未利用口座に対する取扱い | ① 対象口座のお客さまには、当組合へお届けのご住所に、事前にご案内の文書をお送りします。 なお、送付した文書が到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ② ご案内を差し上げて、一定期間(約3か月)を経過しても、ご利用またはご解約がない場合は、当該口座から本手数料を引落しさせていただきます。 ③ 残高不足により、本手数料の引落しができなかった場合は、残高全額を本手数料として引落しさせていただきます、当該口座を自動的に解約させていただきます。 ④ お客様の口座残高を超えたご負担および口座解約後のお手続きはございません。 ⑤ 本手数料のご返却および解約された口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。 |
| 未利用口座管理手数料 | 年間1,320円(税込) |

詳細については、JAの窓口へお問い合わせください。

岡山市農業協同組合